

神崎町

大河内町

平成16年4月1日発行

合併協議会 だより 第2号



Okawachi

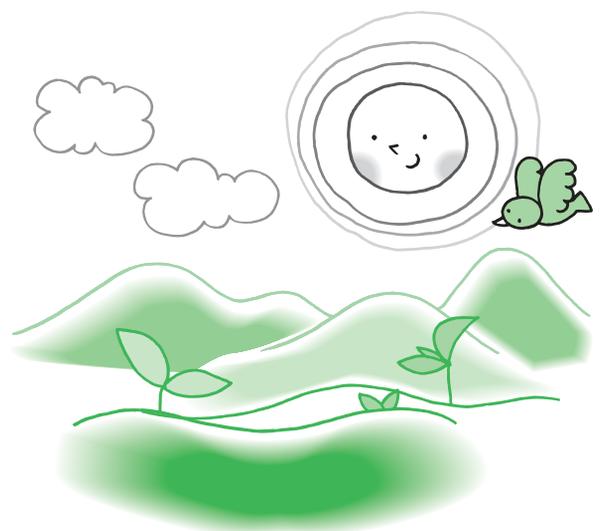
Kanzaki



3月18日、大河内町保健福祉センターにおいて第1回新町建設計画小委員会が開催されました。

目次

- 第2回合併協議会の結果報告 …………… 2
- 合併基本理念・協定項目について…………… 4
- 新町建設計画小委員会の結果報告…………… 6
- 市町村合併Q & A …………… 7
- 合併協議会からのお知らせ …………… 8





第二回合併協議会 が開催されました。



三月二日、神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎で第二回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。協議会では、前回到提案された合併基本理念や合併協定項目、事務事業調整方針の原則、合併の方式などについて、協議が行われました。

報告事項

【報告第十二号】

合併協議会専門部会組織体制について

総務・企画、住民・健康・福祉などの分野ごとに構成され、専門的な協議・調整を行う専門部会の体制について、各部会の部会長などが決定したことが報告され、承認されました。

【報告第十三号】

今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について

二月二十三日に開催されました「市町経営のあり方検討支援本部会議」において神崎町・大河内町が県の「支援地域」に指定されたことが報告されました。この指定により、合併についての助言・調整、財政支援などの各種の国・県の支援が受けられることとなります。

協議事項

【協議第六号】

合併基本理念について

五つの合併理念が提案され承認されました。(三ページに掲載)

【協議第七号】

合併協定項目について

合併するまでに決めておかなければならない協定項目(四ページに掲載)は二十五項目を基本とし、今後、必要項目があれば追加することによって承認されました。

【協議第八号】

合併協議会事務事業調整方針の原則について

両町の事務事業を調整する上での基本的な調整方針について、提案され承認されました。(五ページに掲載)

【協議第九号】

合併の方式について

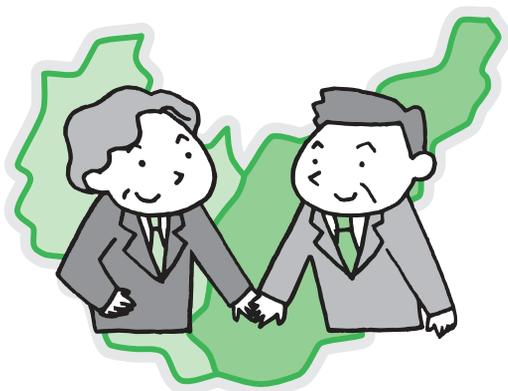
神崎町・大河内町を廃して、両町の区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とすることが承認されました。

提案事項

次回の合併協議会で協議する事項として、次のとおり提案説明されました。

【提案第五号】

合併の期日について



神崎町・大河内町合併基本理念

(※)

1 互敬互譲の精神で、均衡ある地域の発展をめざします。

2町の特性を互いに敬い、思いやり、そして互いに譲り合う中で均衡ある地域の発展をめざし、合併の効果を最大限引き出すことを基本とします。

2 合併協議を通じて、構造変化に対応できる新たな地域・時代を創造します。

2町合併は、構造変化に対応し、そして新たな地域振興、産業振興を通じて新たな時代を創り出そうとする気概を持って建設的な協議を行うこととします。

3 行政サービスのあり方を考え、住民との協働を基本とした行政システムの構築をめざします。

行財政改革の視点はもとより、地域を取り巻く環境や住民ニーズに的確に対応するため、行政と住民等の役割分担（自助・共助・公助）を明確にした行政システムをめざすこととします。

4 長期的により広い視野を持ち、地域や次世代にわたり、公正な観点で判断するよう努めます。

5 人と自然を大切にしたい町づくりを進めます。

人と自然を大切に、そして調和した健康で快適な町づくりを進めます。

(※) 「互敬互譲」は造語です。正式な熟語は「互惠互譲」です。合併において相手を敬うという精神を大切にしたいためのものです。

神崎町・大河内町合併協定項目

| 自治体の存立に関わる基本的な事項 | |
|---------------------------|--------------------|
| 1 | 合併の方式 |
| 2 | 合併の期日 |
| 3 | 新町の名称 |
| 4 | 新町の事務所の位置 |
| 5 | 財産の取扱い |
| 事務事業の一元化に関わる事項(合併特例法規定項目) | |
| 6 | 新町建設計画 |
| 7 | 議会議員の定数及び任期の取扱い |
| 8 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い |
| 9 | 地方税の取扱い |
| 10 | 一般職の職員の身分の取扱い |
| 事務事業の一元化に関わる事項(その他の項目) | |
| 11 | 特別職の身分の取扱い |
| 12 | 条例、規則等の取扱い |
| 13 | 事務組織及び機構の取扱い |
| 14 | 一部事務組合等の取扱い |
| 15 | 使用料、手数料等の取扱い |
| 16 | 公共的団体等の取扱い |
| 17 | 補助金、交付金等の取扱い |
| 18 | 町名、字名の取扱い |
| 19 | 慣行の取扱い |
| 20 | 国民健康保険事業の取扱い |
| 21 | 介護保険事業の取扱い |
| 22 | 消防団の取扱い |
| 23 | 自治会・行政連絡機構の取扱い |
| 各種事務事業の取扱い | |
| 24 | ① 議会関係事務事業 |
| | ② 総務関係事務事業 |
| 24 | ③ 企画関係事務事業 |
| | ④ 税務関係事務事業 |
| | ⑤ 住民関係事務事業 |
| | ⑥ 保健衛生関係事務事業 |
| | ⑦ 環境衛生関係事務事業 |
| | ⑧ 福祉関係事務事業 |
| | ⑨ 農林水産関係事業 |
| | ⑩ 商工・観光関係事業 |
| | ⑪ 建設関係事業 |
| | ⑫ 上・下水道事業 |
| | ⑬ 学校教育事業 |
| | ⑭ 社会教育事業 |
| | ⑮ 電算システム事業 |
| | ⑯ 地域情報化事業 |
| | ⑰ その他事業 |
| その他の項目について | |
| 25 | その他特に必要な項目について |

協議会では、仮に合併するとした場合、両町が行っているすべての事務事業等について、調整(すり合わせ)が必要になります。その数は膨大で約1,500項目といわれており、協議会では、特に住民生活に深く関わりのある事務事業などを25項目に集約して、各項目別に調整協議を行うことにしています。この項目を「合併協定項目」といいます。

なお、合併協定項目は必要に応じて変更される場合があります。



合併事務事業調整方針の原則

合併協定項目の基礎となる各事務事業の調整についての基本的な考え方をまとめた「合併事務事業調整方針の原則」は次のとおりです。

1. 住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項については、住民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体的統一処理の確保に努めるものとする。

(一体性確保の原則)

2. 行政サービス及び住民福祉の向上に努める。

現在、両町で行っている各種行政サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、必要なサービスの水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努めるものとする。

(住民福祉の向上の原則)

3. 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。

(負担公平の原則)

4. 新町において健全な財政運営に努める。

新町の財源確保、効率的な財政運営に努め、地方分権に対応できる健全な財政運営の確立に努めるものとする。

(健全な財政運営の原則)

5. 行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。

現在及び今後の社会情勢変化の見通しも踏まえ「スクラップアンドビルド」の視点に立って既定計画事業も含めた事務事業の見直しに努め行政改革を推進する。

(行政改革推進の原則)

6. 新町の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

両町が合併した場合、人口や面積等が拡大し、これに見合った自治体の運営が必要となるため、類似団体の状況も考慮しつつ事務事業の調整に努めるものとする。

(適正規模準拠の原則)

7. 公共的団体などの一本化に努める。

各種公共的団体の一本化に努めるものとする。



三月十八日、大河内町保健福祉センターにおいて、第一回新町建設計画小委員会を開催しました。

新町建設計画小委員会は、協議会委員の中から協議会会長が指名した十六名の委員と協議会の構成する町の長が指名した十二名の委員から構成されています。

この小委員会では、合併によってどのようなまちを目指すのか、またそのためにはどのような施策や取り組みが求められているか等について検討し、その方向性を定めるものであり、住民の皆さんの将来に関わる大切なものと言えます。なお、小委員会の内容はその都度、協議会に報告され、小委員会で検討された計画の素案が最終的に協議会に諮られる『新町建設計画』が決定されます。

第一回の小委員会では、委員長及び副委員長を選任したほか、委員会

を三分科会（民生・福祉、産業・建設、総務・文教）に分け協議を進めていくことや、『新町建設計画』策定の基本的な考え方、今後のスケジュール等について協議されました。

合併特例法で定められている新町建設計画の内容

- 新町の建設（まちづくり）の基本方針
- 新町の建設（まちづくり）の根幹になるべき新町及び県が実施する事業に関わる事項
- 公共的施設の統合整備に関する事項
- 新町の財政計画



新町建設計画小委員会委員名簿

| 氏名 | 町名 | 分科会 | 備考 | 氏名 | 町名 | 分科会 | 備考 |
|-------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|
| 井上秀男 | 神崎町 | 民生・福祉 | 委員長 | 岩本精介 | 大河内町 | 民生・福祉 | |
| 尾上徳美 | 神崎町 | 民生・福祉 | | 日和貞憲 | 大河内町 | 民生・福祉 | 副委員長 |
| 坂田篤彦 | 神崎町 | 民生・福祉 | 分科会長 | 藤原安晴 | 大河内町 | 民生・福祉 | |
| 難波義博 | 神崎町 | 民生・福祉 | | 松山陽子 | 大河内町 | 民生・福祉 | |
| 井上隆弘 | 神崎町 | 産業・建設 | | 上垣 博 | 大河内町 | 産業・建設 | |
| 奥野恵作 | 神崎町 | 産業・建設 | | 大谷郁雄 | 大河内町 | 産業・建設 | |
| 西畑 強 | 神崎町 | 産業・建設 | | 小寺敏樹 | 大河内町 | 産業・建設 | |
| 廣納 正 | 神崎町 | 産業・建設 | | 高内直喜 | 大河内町 | 産業・建設 | 分科会長 |
| 堀口勝久 | 神崎町 | 産業・建設 | | 立岩三代子 | 大河内町 | 産業・建設 | |
| 奥野恒夫 | 神崎町 | 総務・文教 | | 大仲正記 | 大河内町 | 総務・文教 | |
| 高橋勝洋 | 神崎町 | 総務・文教 | | 大中康寛 | 大河内町 | 総務・文教 | |
| 中山祐美子 | 神崎町 | 総務・文教 | | 児島英雄 | 大河内町 | 総務・文教 | |
| 藤原鉄也 | 神崎町 | 総務・文教 | | 藤原博一 | 大河内町 | 総務・文教 | 分科会長 |
| 藤原日順 | 神崎町 | 総務・文教 | | 山下和彦 | 大河内町 | 総務・文教 | |



ここでは、市町村合併に関する疑問や質問をQ & A形式でお答えします。

Q1 新町建設計画はどのようなものですか？

A1 合併特例法の規定に基づき、両町合併後の新町におけるまちづくり全般の基本方針などを明らかにするために作成するものです。計画の具体的な検討は、新町建設計画小委員会で進められています。小委員会の開催結果や計画の詳しい内容につきましては、協議会だより（今回は6頁に掲載）やホームページで随時お知らせしていきます。

Q2 合併特例法の期限（平成17年3月）が来たら、どうなるのでしょうか？

A2 現行の合併特例法は17年3月までの時限立法であり、政府は今国会において、現行法に代わる合併特例法新法案など関連3法案を提出する準備を進めています。成立すると、18年3月までに合併することを17年3月末までに県知事に申請すれば、現行法の規定の適用が認められる見通しです。合併協議会では、今後の国の動向を見極めながら、慎重に審議を進めていきます。

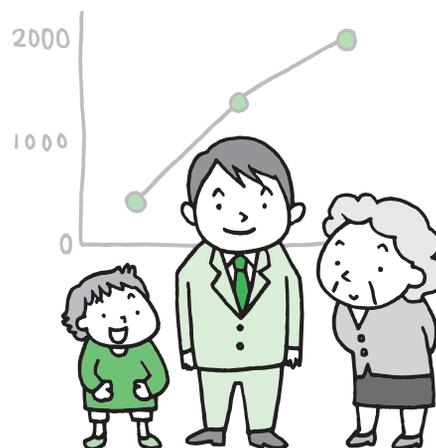
神崎町・大河内町における人口・若年層・高齢者比率の推移

今から、およそ20年前（昭和55年）と10年前（平成2年）との人口推移を比べてみました。人口は両町とも減少しています。14歳までの若年者の人口比率も両町とも減少し、65歳以上の高齢者人口比率が増加しています。両町とも少子高齢化が進展していることがうかがえます。

（国勢調査による）

| 町名 | 神崎町 | | | 大河内町 | | | |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 昭和55年 | 平成2年 | 平成12年 | 昭和55年 | 平成2年 | 平成12年 | |
| 人口(人) | 8,575 | 8,416 | 8,261 | 5,826 | 6,076 | 5,239 | |
| 人口構成 | 0～14歳 | 1,895 | 1,648 | 1,387 | 1,213 | 776 | |
| | 構成比率 | 22.1% | 19.6% | 16.8% | 20.8% | 17.0% | 14.8% |
| | 15～64歳 | 5,454 | 5,290 | 4,920 | 3,765 | 3,979 | 3,085 |
| | 構成比率 | 63.6% | 62.9% | 59.6% | 64.6% | 65.5% | 58.9% |
| 65歳以上 | 1,226 | 1,478 | 1,954 | 848 | 1,062 | 1,378 | |
| | 構成比率 | 14.3% | 17.5% | 23.6% | 14.6% | 17.5% | 26.3% |

| | | 2町合計 | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 年度 | | 昭和55年 | 平成2年 | 平成12年 |
| 人口(人) | | 14,401 | 14,492 | 13,500 |
| 人口構成 | 0～14歳 | 3,108 | 2,683 | 2,163 |
| | 構成比率 | 21.6% | 18.5% | 16.0% |
| | 15～64歳 | 9,219 | 9,269 | 8,005 |
| | 構成比率 | 64.0% | 64.0% | 59.3% |
| 65歳以上 | 2,074 | 2,540 | 3,332 | |
| | 構成比率 | 14.4% | 17.5% | 24.7% |



合併協議会からのお知らせ

◆第1回新町名称、庁舎検討小委員会

日時：4月14日（水）午後1時30分～

場所：神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎 会議室

※小委員会開催日は予定日であり、両町の行事等で変更もあります。

◆会議資料・会議録の閲覧場所を指定しました。

合併協議会の会議録及び会議に提出された資料はどなたでも閲覧できます。ただし、個人に関する事項や会議運営に支障を及ぼすおそれがある事項は閲覧できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

【閲覧場所】合併協議会事務局（大河内町役場庁舎内）神崎町役場総務課

【閲覧時間】午前8時30分から午後5時15分まで（役場閉庁日を除く）

※合併協議会ホームページからもみることができます。

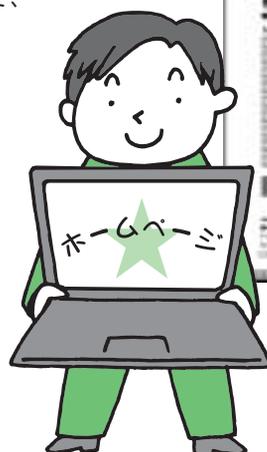
◆ホームページを開設しました

<http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

3月9日にホームページを開設しました。

合併協議会の状況や会議資料などの情報を随時更新していきますので、ぜひご覧ください。

ホームページ内の「声のひろば」コーナーでは、合併に関するご意見・ご要望などを受け付けていますので、ぜひお気軽にお寄せ下さい。



編集・発行

神崎町・大河内町合併協議会事務局

〒679-3116

兵庫県神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002 FAX 0790-34-0691

E-mail gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp

ホームページ <http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>